

議案第 46 号

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第15号を削る。

第15条第 2 項第 1 号中「（第17条第 1 項に規定する業務に従事したときを除く。）」を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。
第18条中「第20条」を「第16条」に改める。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症防疫業務手当に関する内容を削除するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(14)（略）</p> <p>第3条―第14条（略） （救急業務手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 救急業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する新感染症の患者又はそれらの疑いのある者を搬送するため、感染防護措置を講じて業務に従事したとき _____ _____ 1回につき500円</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第16条（略）</p>	<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(14)（略）</p> <p><u>(15) 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当</u></p> <p>第3条―第14条（略） （救急業務手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 救急業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する新感染症の患者又はそれらの疑いのある者を搬送するため、感染防護措置を講じて業務に従事したとき <u>(第17条第1項に規定する業務に従事したときを除く。)</u> 1回につき500円</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症防疫業務手当)</u></p> <p><u>第17条 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、</u></p>

第17条 (略)

附則 (略)

中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者に接することのない業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1日につき500円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1日につき3,000円

(3) 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して、又は新型コロナウイルス感染症の患者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1日につき4,000円

第18条 (略)

附則 (略)

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第17条（略） （パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第18条 特殊勤務手当条例第3条から第16条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。</p> <p>第19条（以下略）</p>	<p>第1条—第17条（略） （パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第18条 特殊勤務手当条例第3条から第20条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。</p> <p>第19条（以下略）</p>